

福祉新聞 2010 年 7 月 12 日

<介護職のたんの吸引 法制度と研修の検討開始>

8 月にモデル事業決定

長妻大臣「来年の国会に法案提出」

厚生労働省は 5 日、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」(座長 = 大島伸一・国立長寿医療研究センター総長)を立ち上げた。これまで一定の条件を満たした場合にヘルパーや介護職員がたんの吸引などを行うことを例外的に認めてきたが、今後は普遍的な法制度と研修の確立が不可欠と判断。8 月に中間報告をまとめ、モデル事業の実施方法を定める。長妻昭・厚労大臣は同日、2011 年の通常国会にも関連法案を提出する意向を表明した。

現在、「医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業」は医師法などで禁じられ、2005 年 7 月の厚労省医政局長通知は医業を「医行為を反復継続する意思をもって行うこと」と規定。何が医行為かはあいまいだが、たんの吸引は医行為とされ、ヘルパーや介護職員が業務として行うことは禁じられている。

しかし、医政局は 2003 年 7 月、在宅療養する ALS 患者に限り、家族以外(ホームヘルパーなど)によるたんの吸引を条件付きで容認する旨を通知。2004 年 9 月には盲・ろう・養護学校、2005 年 3 月には ALS 以外の在宅療養患者・障害者、2010 年 4 月には特別養護老人ホームについて同様に認めてきた経緯がある。

これらはいずれも原則として違法ではあるが、一定の条件のもとで例外的に認める「違法性阻却」という論理によるもの。今回の検討会では、「原則違法」という解釈を改めるのか、「原則違法」としつつ法律上の根拠によりたんの吸引をできるようにするのが注目される。

同日の会合では、委員が自由に意見を述べ、太田秀樹・医療法人アスムス理事長は「たんの吸引自体は、決してリスクは大きくない」としたが、担い手側は「現場の立場としては不安」(因利恵・日本ホームヘルパー協会会長)「研修を受ければ良いということではない」(中尾辰代・全国ホームヘルパー協議会長)と慎重だ。

法的な位置付けがあいまいなことがその最大の理由で、「違法性阻却という論理にはかなり無理がある。たんの吸引を医行為から外すべき」(梶田和平・全国老人福祉施設協議会介護保険委員長)や、「医行為の範囲を見直す良いチャンスだ」(三上裕司・日本医師会常任理事)といった意見が上がった。

ただ、吸引を医行為から外すだけだと、「原則違法」ではなくなる半面、誰がやっても良いことになる。それはさすがに危険だと見る立場からは、医行為ではない「生活支援行為」といった類型を設け、その実施条件を定めようという考え方も提示されている。

一方、大島座長は「医行為の範囲は本質的な問題だが、この検討会で議論するテーマではない」と発言。「原則違法」という現行の解釈を検討対象とするのではなく、ヘルパーらが安心して実施するための法制度と研修の在り方を議論する考えを強調した。

この考え方は、新たな資格創設を念頭に置いたものと見られる。例えば、救急隊員は医師でないため医行為はできないとする法制度上の制限により、かつては救急搬送時の医行為が禁止されていたが、その問題を解決するために「救急救命士法」が制定された。

ただ、資格創設には根強い反対がある。

橋本操・日本 ALS 協会副会長は「利用者の個別性を尊重してほしいので、資格で制限するのはダメ」とけん制。2008 年の厚労省有識者会議「安心と希望の介護ビジョン」では「療養介護士」(仮称)の創設が浮上したが、「一定の研修を受けた介護福祉士が担うべき」という異論があった。

検討会の事務局は介護保険を所管する老健局が担うが、会合には医政局、社会・援護局、障害保健福祉部のほか、文部科学省の幹部職員が同席。高齢者だけでなく、障害児・者、難病患者にも関係する検討の場という位置付けた。



長妻大臣は冒頭のあいさつで、「早ければここでの議論の結果を来年提出する法律に盛り込んでいきたいと考えている。これまでいろいろなことが言われながら、なかなか前に進まなかった面もあるが、政権交代を契機として一つひとつ取り組んでいきたい」と話した。